

第10回大館市・比内町・田代町合併協議会会議録

日 時：平成16年 9 月27日（月） 午後 1 時30分

場 所：比内町役場 2 階 大会議室

会議の次第

1．開 会

2．会長あいさつ

3．議 題

（ 1 ）協 議

協議案第 2 0 号 使用料、手数料等の取扱いについて（継続協議）

協議案第 4 1 号 消防防災関係事業の取扱いについて

協議案第 4 2 号 交通関係事業の取扱いについて

協議案第 4 3 号 障害者福祉事業の取扱いについて

協議案第 4 4 号 児童福祉事業の取扱いについて

協議案第 4 5 号 保育事業の取扱いについて

協議案第 4 6 号 環境対策事業の取扱いについて

協議案第 4 7 号 上水道、下水道事業の取扱いについて

協議案第 4 8 号 文化振興事業の取扱いについて

4．その他

5．閉 会

出席者氏名（敬称略）

会長	小 畑 元		
副会長	佐 藤 賢一郎	吉 田 光 明	
委員	伊 藤 毅	渡 辺 久 憲	荒 川 邦 隆
	中 村 弘 美	畠 沢 一 郎	吉 原 正
	菅 原 金 雄	岩 淵 吉三郎	佐 藤 照 雄
	蛇 川 景 一	齋 藤 惠 子	中 田 直 行
	仙 台 隆 義	武 田 砂代子	若 松 栄三郎
	小笠原 豊	高 坂 清 子	佐 藤 信 行
	石 井 護		

幹事長	佐 藤 忠 信		
副幹事長	出 島 雄 蔵	田 村 正 己	
幹事	木 村 俊 彦	山 本 貢	佐 藤 孝 昭
	本 間 勲	工 藤 堅 成	五十嵐 強

専門部会・分科会職員

福祉部会長	田 中 良 男	福祉部会	岩 沢 慶 治
教育部会長	秋 山 慶 紀	学校教育分科会長	三 浦 秀 明
児童福祉分科会長	石戸谷 由 子	総務部会	渡 辺 一 男
総務部会	椿 谷 賢 治	総務部会	山 下 幸 一
建設部会長	鳴 海 敏 雄	建設部会	丸 岡 信 雄
住民部会長	富 樫 安 民	住民部会	花 田 鉄 男
生活環境分科会長	渡 部 明	都市計画分科会	高 橋 勉
社会福祉分科会長	武 田 浩	生活環境分科会	三 澤 勝
建設部会	斉 藤 一 雄	建設部会	阿 部 剛
建設部会	小 松 明 光	建設副部会長	金 田 清 文
水道分科会長	石戸谷 邦 夫	教育部会	宮 田 清 司
教育部会	武 田 泉	教育部会	石 山 昌 彦
社会教育分科会	和 田 信	社会教育副分科会長	工 藤 剛

事務局長	斎 藤 誠		
事務局次長	松 田 博	田 中 裕 幸	阿 部 賢 悦 小 林 浩
事務局職員	本 多 恒 博	佐 藤 税	竹 村 邦 人 鳥 潟 幸 男
	佐 藤 拓 人	工 藤 学	安 保 貴 洋

欠席者名（敬称略）

会議経過

午後 1 時30分 開 会

○**司会** 本日は、お忙しいところご出席くださいます、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第10回大館市・比内町・田代町合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、会長であります小畑大館市長からご挨拶を申し上げます。

○**小畑 元会長** 委員の皆様には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

また、傍聴の皆さんもご参加いただきまして、ありがとうございます。

前回の第 9 回の合併協議会では、継続協議となっておりました新市の建設計画や保育料など 9 件の案件につきまして、長時間ご協議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、この継続協議となっております保育料について 4 度目の協議をさせていただくことになっておりますけれども、さらに、新たに 8 件の案件も提出されております。本日また長時間の協議のなると思いますが、どうかよろしくお願い申し上げます、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○**司会** どうもありがとうございました。

続きまして、本日の会議に移りたいと存じますが、会議に先立ちまして、本日の出席委員数をご報告申し上げます。

委員 2 名の方が若干遅れますという連絡がございましたので、本日委員 21 名中 19 名の出席でございます。協議会規約第 11 条の規定により、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。

また、本日、説明員といたしまして、総務、住民、福祉、建設、教育の各専門部会長と関係職員並びに広域消防職員が出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

会議の前にお願ひでございますが、議事録を公開しております関係で、会議の発言は録音させていただいております。恐れ入りますが、ご発言の際には挙手の上、指名をされましてから、マイクを使用してご発言くださいますようお願い申し上げます。

それから、大変恐縮に存じますが、本日予定しております会議次第の協議案第 20 号、使用料・手数料の取扱いについてのご協議につきましては、本日 1 市 2 町の議会におきましてのご協議のご報告をいただく予定でございましたが、比内町議会議長の渡辺委員が若干遅れますというふうなご連絡がありましたので、渡辺委員の出席を待ってからのご協議とさせていただきたくお願い申し上げます。協議案第 41 号、消防防災関係事業の取扱いについてからご協議くださいますよう、お願い申し上げます。大変申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、協議会規約第 11 条第 2 項の規定に従い、会長から会議の進行をお願いいたします。

○**議長** それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、会議の運営規定第 5 条第 2 項の規定に基づきまして、本会議の会議録署名委員を指名させていただきたいと思ひます。比内町の武田砂代子委員、田代町の小笠原豊委員にお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと思ひます。

まず、順序が若干移動いたしますけれども、協議案第 41 号、消防防災関係事業の取扱いについてから協議に入りたいと思ひます。事務局から説明をお願いします。

○**事務局** それでは、協議案第 41 号、消防防災関係事業の取扱いについてご説明いたします。

第10回協議事項の2ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

消防防災関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。囲みの中が調整方針でございます。1から9までございますが、その内容につきましては参考資料の方でご説明申し上げたいと思います。

それでは、参考資料綴りの1ページ、協議案第41号資料1、参考資料1をお開き願います。よろしいでしょうか。

1つ目としまして、地域防災計画についてでございます。1市2町とも災害対策基本法の規定に基づきまして、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ計画的な防災計画を策定しております。

調整方針としましては、合併後に大館市の計画をもとに統一する、としてございます。

2つ目の防災組織（体制）についてでございます。防災組織につきましては、地震の震度の強さ及び一般災害の規模などに基づきまして設置基準が定められております。大館市を例にしますと、災害対策本部、市長が本部長、災害警戒対策部、総務部長が対策部長、災害警戒対策室、総務課長が対策室長となります。比内町、田代町も概ね同じ取扱いでございます。

調整方針としましては、合併時に大館市の制度に統合する、としてございます。

次、3の水防計画についてでございます。3ページでございます。この水防計画は、水防法の規定に基づきまして、洪水などに際し水害を警戒、防御し、被害の軽減を図り、公共の安全を保持することを目的として、毎年県と協議の上、策定されております。

調整方針としましては、合併後に大館市の計画をもとに統一する、としてございます。

4番の避難場所の指定についてでございます。災害が発生し、または発生する恐れのある場合の避難場所についてでございます。避難場所としましては、主にグラウンド、公園などがございます。避難所としましては、主に公民館、小中学校、体育館などがございます。大館市が避難場所が50カ所、避難所が55カ所、比内町が避難場所が48カ所、避難所が45カ所、田代町が避難場所及び避難所として52カ所ございます。

調整方針としましては、現行のとおりとする、としてございます。

4ページをお開きください。5の防災施設及び災害時備蓄品についてでございます。防災施設としての水防倉庫は、大館市が6カ所、比内町2カ所、田代町3カ所ございます。備蓄倉庫は、1市2町とも各1カ所ございます。主な備蓄品目としましては、米、飲料水用ポリ缶、毛布などがございます。

調整方針としましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、6の自主防災組織についてでございます。1市2町それぞれ火災予防組合や町内会による自治組織、自主防災組織がございます。

調整方針としましては、合併後に再編する、としてございます。

次、7の防災行政無線についてでございます。1市2町とも無線局としまして基地局を庁舎内に設置しまして、そのほかに移動局などを設置してございます。

調整方針としましては、合併後に再編する、としてございます。

次、8番の常備消防体制についてでございます。常備消防については、現在、大館周辺広域市町村圏組合において共同処理しております。体制としましては、大館市に消防本部所、それから2分署、2出張所がございます。比内町には比内分署、田代町には田代分署がございます。

調整方針としましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

6ページをお開きください。9番の災害時の総合応援支援協定についてでございます。大館市では、

秋田県や県内各市、大館郵便局、東京都渋谷区などと協定を締結しております。

調整方針としましては、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

以上で、消防防災関係事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいまの説明のございました協議案第41号について、それでは意見、ご質問等がありましたら発言をお願いします。どうぞ。ありませんか。

「なし」の声

○**議長** それでは、特段ご意見がございませんので、協議案第41号は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** 異議なしと認め、41号については原案のとおり決することにいたします。

次に、協議案第42号、交通関係事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**事務局** それでは、協議案第42号、交通関係事業の取扱いについてご説明いたします。

第10回協議事項の3ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

交通関係事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

囲みの中が調整方針でございます。1から6までございますが、その内容につきましては参考資料の方でご説明申し上げたいと思います。

それでは、参考資料綴りの7ページ、協議案第42号資料1、参考資料2をお開き願います。よろしいでしょうか。

1のバス路線維持事業についてでございます。いわゆる赤字バス路線対策事業でございます。生活交通路線として必要なバス路線のうち、1つ目としましては、広域的、幹線的なバス路線の運行の維持を図るため、国、県の補助を受けて実施している生活交通路線維持事業があります。路線数は、平成15年度実績で大館市が9、比内町が4、田代町が4路線でございます。2つ目としまして、地域住民の生活に密接なバス路線を確保するため、県の補助を受けて実施する生活バス路線等維持事業があります。路線数は、平成15年度実績で大館市が32、比内町が4、田代町が4路線でございます。失礼しました。どうも大変失礼いたしました。平成15年度実績で大館市が32、比内町が7、田代町が6路線でございます。

調整方針としましては、新市において継続する、としてございます。

次、2つ目の単独バス運行事業についてでございます。大館市のみで実施しております。中山線バス運行事業としまして、中山地区の生徒が中学校へ通学するためのバスの運行を依頼してございますが、その対象区間の不採算額を負担するものでございます。1日2往復運行してございます。

調整方針としましては、現行のとおりとする、としてございます。

次、9ページの3のコミュニティバス運行事業についてでございます。これは、大館市のみで実施しております。二井田真中地区において生活交通の確保と、住民の利便性に配慮した交通体系の充実に図るため、路線バスとスクールバスを統合した「さわやかみなみ号」を平成16年度から運行してございます。路線数は2路線でございます。

調整方針としましては、現行のとおりとする、としてございます。

次、4番目のＪＲ駅業務委託についてでございます。ＪＲ駅の無人化に対しまして、比内町では清掃業務及び冬期間の暖房管理を実施してございます。また、田代町では乗車券類の販売事務及び清掃業務を実施しております。

調整方針としましては、現行のとおりとする、としてございます。

次に、交通安全関係についてでございます。10ページをお開きください。

5の交通指導員についてでございます。警察及び交通安全推進機関と連携を図り、交通秩序の保持及び交通事故の防止に努めていただいております。

調整方針としましては、合併時に再編する、としてございます。

6番目の交通安全事業についてでございます。交通安全対策協議会に所属する各種団体と連携し、春の全国交通安全運動から冬の冬道の交通安全啓発活動まで年間を通して啓発活動を実施しております。

調整方針としましては、合併後の事業内容を交通安全対策協議会で決定する、としてございます。

以上で、交通関係事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいま42号についての説明がございましたけれども、それでは、ご意見、ご質問等ございましたら発言をお願いしたいと思いますけれども、ちょっと今説明にございましたけれども、文章では通年を通してとございましたけれども、どう考えてもおかしい、年間を通じての誤りだと思いますので、訂正いただきたいと思います。

○**事務局** はい、わかりました。

○**議長** それでは、どうかひとつご意見、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

「なし」の声

○**議長** ないようであれば、お諮りしたいと思います。協議案第42号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** 異議なしと認め、交通関係事業の取扱いについては原案のとおり決することにいたします。

それから、協議案第43号、障害者福祉事業の取扱いについてであります。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 協議案第43号、障害者福祉事業の取扱いについてをご説明いたします。

第10回合併協議会協議事項綴りの4ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第43号、障害者福祉事業の取扱いについて。

障害者福祉事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。ここには、障害者福祉事業の主なものとして11項目を掲載してございますが、調整方針につきましては、協議事項の参考資料綴りでご説明いたしますので、参考資料綴りの11ページをお開きいただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

最初に、身体障害者（児）補装具の交付及び修理についてでございますが、これは身体の部分的欠損または身体の機能の損傷を直接的に補うため、補装具の交付又は修理若しくは購入又は修理に要す

る費用を給付するものでございます。

国の交付基準額に則って実施しているものでありまして、1市2町ともほぼ同内容でありまして、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、障害者（児）日常生活用具給付等事業についてでございます。これは、在宅の重度身体障害者及び重度知的障害者などに対し、日常生活に必要な用具を給付及び貸与する事業でございます。これも1市2町ともほぼ同内容でございまして、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと存じます。3番目、在宅障害者共同作業所通所費助成についてでございますが、これは在宅の精神障害者がですね、授産施設に通所するために要する費用、交通費を補助する制度であります。大館市及び比内町が実施しておりますが、これにつきましては、現行の大館市の制度とする、としてございます。

次に、13ページ、4番、障害者共同作業所でございます。これは、身体障害、知的障害、精神障害の三つの障害に関する施設の設置状況に関するものでありまして、大館市は知的障害者用として、市の設置施設では「白沢ミニ通所センター」、民間設置施設では「工房JOYサークル」、それから精神障害者用として「ひばり共同作業所」があります。比内町は、民間設置施設として身体障害、知的障害、精神障害の三つの障害を対象としました「比内町福祉作業所 とっと工房」があります。それから、田代町は町の設置施設として、同じく身体障害、知的障害、精神障害の三つの障害を対象としております「田代町障害者小規模作業所」があります。それぞれ委託または補助金支出など運営形態が異なっておりますが、現行のとおりとする、としてございます。

次に、14ページであります。5番、障害者バス・有料道路割引についてでございます。障害者に対するバス割引、有料道路割引とも国の制度でありまして、現行のとおりとする、としてございます。

それから6番目、身体障害者在宅バリアフリー化支援事業でございますが、在宅重度身体障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活に必要なトイレ、廊下などのバリアフリー化に必要な経費を助成する制度でありまして、大館市のみが実施であることから、現行の大館市の制度を適用する、としてございます。

次に、15ページ、7番、在宅福祉活動促進事業についてでございます。これも大館市のみの実施の事業でございまして、現行の大館市の制度を適用する、としてございます。

それから、8番目になります。身体障害者訪問入浴等のサービス事業についてでございます。この事業につきましては、大館市、比内町が実施しております。大館市、比内町ともほぼ同内容でございますから、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

次に、16ページ、9番、障害者社会参加促進事業についてでございます。この制度につきましても大館市のみの実施でありまして、現行の大館市の制度に統一する、というふうにしてございます。

次に、10番目でございます。障害者福祉都市推進事業でございますが、これにつきましても大館市のみの実施でございます。現行の大館市の制度を適用する、というふうにしてございます。

次に、18ページでございます。11番、重度心身障害者（児）移送費給付事業でございます。身体障害者などの重度身体障害者（児）並びに知的障害者（児）含みますけれども、社会参加の利便を図るため、タクシー利用券を交付する事業でございまして、1市2町において対象となる障害の種類及び交付枚数が異なっております。大館市が大体12枚程度、比内町が36枚程度、田代町が24枚という形で異なっております。この交付枚数、それから対象の障害につきましては、合併後に再編する、ということで調整方針を以上のとおりとしてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長** それでは、協議案第43号についてご意見、ご質問がございましたら発言をお願いします。どうぞ。ございませんか。はい、吉原委員。

○**吉原 正委員** 比内の吉原です。

13ページの障害者共同作業所であります。それぞれの市町村に公的設置、あるいは民間の設置型の民間設置の施設があるわけですが、それぞれ運営費とか、あるいは補助金の交付が行政からなされているわけですが、現行のとおりとするという調整方針でございますけれども、運営費とか、あるいは補助金については、これは改めてまた中身は考えるということでしょうか。それとも、現在のレベルの運営費なり、あるいは補助金がそのまま、まず当面維持していくという、そういう調整内容であるのでしょうか。お尋ね申し上げます。

○**議長** はい、事務局。

○**事務局** この現行のとおりとするということは、この補助金とかの支出につきまして、国、県の方の基準額とか何かでもって支出されておる状態になってございます。一応、そちらの方の制度が変われば当然変わってくる部分もございますので、この制度、補助金で支出しているものは補助金で、それから委託運営しているものは委託運営するんだよという現行はこのとおりでいきますよということでございます。中身について今言ったことで若干改正される部分も先には出てこようかと思います。

以上でございます。

○**議長** よろしいでしょうか。

○**吉原 正委員** そうすると、具体的な運営費、あるいは補助金の中身については、新市において改めて内容が決まるということで理解してよろしいでしょうか。

○**議長** はい。

○**事務局** 概ね、そのとおりご理解してもらってよろしいかと思います。

○**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** ないようであれば、協議案第43号、障害者福祉事業の取扱いについて原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** 異議なしと認め、43号は原案のとおり決します。

続いて、協議案第44号、児童福祉事業の取扱いについてであります。事務局。

○**事務局** 協議案第44号、児童福祉事業の取扱いについてをご説明いたします。

第10回合併協議会協議事項の5ページの方をお開きいただきたいと存じます。

協議案第44号、児童福祉事業の取扱いについて。

児童福祉事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。1番から5番まで掲載してございます。読み上げます。

1．国または県等が定める制度で、要綱等に準拠して実施している事業については、現行のとおりとする。

2．国または県等が定める制度及び独自に実施している事業で、大館市のみが実施しているものに

については、大館市の制度を適用する。

3. 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

4. 移動児童館事業及び地域子育て支援センター事業並びに放課後児童クラブについては、現行のとおりとする。

5. 出産祝金については、平成17年度に限り、比内町、田代町在住者で、第3子以降を出生した保護者に対して、5万円を支給する。

平成18年度以降については、合併後に再編する、としてございます。

参考資料綴りの20ページの方をお開きいただきたいと存じます。ここには、児童福祉事業に関する主な事業といたしまして、20ページから34ページまでございますが、全部で19項目掲載してございます。

調整方針の1につきましては、ここに記載しております1番の児童手当から25ページの9番障害児通園事業までの9項目が該当してございます。若干補足事項書いてある部分だけ、かいつまんで申し上げます。

1番の児童手当でございます。これにつきましては、現行のとおりとする、としてございますけれども、但し書といたしまして、支払い期日、これにつきましては大館市の制度を適用する、こういうふうにしてございます。

それから、4番目のすこやか子育て支援事業でございます。これは、県の制度につき現行のとおりとする、としてございます。これは、現在、第3子以降及び第1子0歳児の保育所等への入所に要する費用免除、または支給する制度でございます。先般の新聞で、秋田県知事さんの発言の記事が載ってございましたけれども、この制度につきましては、秋田県としても来年度以降から第1子の1歳以降及び第2子までを拡大した上で、新たに一部負担、所得制限などの導入を検討して拡大実施するという記事になってございました。これが実施されれば、保育料、保育所に通所、それから幼稚園でも結構でございますけれども、その人方たちの保育料に大分負担軽減が起きるんじゃないかと、こういうふうに考えてございます。

次に、調整方針の2番、国または県等が定める制度及び独自に実施している事業で、大館市のみが実施している事業についてでございますが、26ページ、10番、児童入所施設（母子生活支援施設・助産施設）から28ページの14番、児童虐待の防止まで、以上5項目が該当してございます。これらの事業につきましては、大館市のみが大体ほとんど実施、もしくは、それから町村の場合は県が実施しているという形の事業でございまして、これは現行のとおり大館市の制度を適用すると、こういうふうな調整方針にしてございます。

それから15番、児童館でございます。児童館につきましては、大館市が小型児童館として松峰児童館ほか4施設、それから児童センターとしてふれあいセンターやまびこの計5施設がございまして、比内町は、比内町児童館、西館児童館の2施設がございまして、田代町は、早口児童館の1施設がございまして、これらの施設につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

それから、次に16番、移動児童館事業、それから31ページの17の地域子育て支援センター事業、それから18番の放課後児童クラブ、以上三つの事業につきましては、現行のとおりとする、としてございます。このうち16番の移動児童館事業につきましては、比内町のみの実施の事業でございます。

34ページの方をごらんいただきたいと思います。19番、出産祝金についてでございます。現行のとおり、出産祝金は大館市が未実施で、比内町が第3子以降5万円支給、それから田代町が第3子以降10万円、第5子以降30万円の支給でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、

平成17年度に限り比内町、田代町在住者で第3子以降を出産した保護者に対して5万円を支給する。それから、平成18年度以降については合併後に再編する、としてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長** 協議案第44号については、それでは質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方は、どうか発言をお願いいたします。はい、仙台委員。

○**仙台隆義委員** 比内の仙台でございます。

19番の出産祝金、第3子として位置づけしておりますけれども、この管内に今、15年度実績で、16年度しかございませんけれども、第3子になっている所帯というのは何件ぐらいありますか。大館、比内、田代で。

○**石戸谷由子児童福祉分科会長** 大館が56人です。田代は6人でした。比内は4人です。

○**議長** よろしいですか。

○**石戸谷由子児童福祉分科会長** 大変失礼しました。比内が6人です。田代が4人です。大館は56人です。

○**議長** よろしいですか。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** 特段ないようであれば、それではお諮りしたいと思います。協議案第44号、児童福祉事業の取扱いについてでありますけれども、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** なしと認め、それでは原案のとおり決することにいたしました。

続いて、協議案第45号について事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 協議案第45号、保育事業の取扱いについてをご説明いたします。

協議事項綴りの6ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第45号、保育事業の取扱いについて。

保育事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。ここに全部で5つ掲載してございます。読み上げます。

1. 保育所・保育園事業については、現行のとおりとする。ただし、へき地保育所の保育料及び運営形態は、平成19年度まで現行のとおりとし、その後、保育料の統一及び運営形態について調整する、としてございます。

2. 特別保育事業については、現行のとおりとする。ただし、休日保育及び障害児保育については、大館市の制度を適用する。

3. 保育所給食については、現行のとおりとする。

4. 保育料の減免については、合併時までに統一する。ただし、母子障害者世帯の場合の減免額は、保育料徴収基準額表の一本化後に統一する。

5. 保育料の決定及び徴収については、合併時までに再編する、としてございます。

参考資料綴りの35ページをお開きいただきたいと存じます。

先ほど申し上げました、へき地保育所の但し書の関係でございます。36ページ後半から37ページのところに、へき地保育所について若干記載してございます。大館市は、葛原保育所ほか9つのへき地保育所について、へき地保育所運営委員会に委託しておりますし、比内町の大葛へき地保育所は町が直営してございます。また、へき地保育料は大館市が3歳未満が7,500円、3歳以上7,000円でありまして、比内町は3歳以上児のみですが8,000円と異なっておりますので、平成19年度まで現行のとおりとし、その後、調整する、ということとしてございます。

次に、特別保育事業でございます。38ページをお開きいただきたいと存じます。38ページの一時保育から43ページ 保育所地域活動まで6項目が一時保育事業として、ここには掲載してございます。1番目から簡単に申し上げます。

一時保育、これは一時的に保育が必要な保護者からの依頼などによって保育を実施するものでありまして、大館市は市立の認可保育所にその経費の助成、それから田代町は田代保育所において実施しております。それぞれ現行のとおりとすることにしておりまして、ただし、比内町の地域の実施につきましては合併後に調整する、としてございます。

それから、39ページ、 休日保育でございます。休日に保育する市立認可保育所に経費の助成をするものでありまして、これは大館市のみの実施でございます。大館市の制度を適用する、としてございます。

次に、40ページ、 延長保育でございます。早朝及び帰宅時間に配慮し、1時間程度の延長保育を実施するもので、現行のとおりとし、但し書として扇田保育所の延長保育料は無料とする、としてございます。

次に、41ページ、 障害児保育でございます。障害児の保育のために保育士等を配置して保育を実施するものでありまして、制度につきましては、大館市の制度を適用する。ただし、実施施設は現行のとおりの施設で実施する、としてございます。

次に、42ページ、 乳児保育でございます。乳児、保育所の施設によりまして預かる乳児が、大体生後8週から6カ月経過等の違いがございますが、その乳児の保育を行うものでありまして、大館市が全部で公立私立あわせまして6保育所、比内町が公立保育所3保育所、それから田代町が公立保育所1保育所で実施しておりまして、それぞれ現行のとおりとする、としてございます。

次に、43ページ、 保育所地域活動事業でございます。公立認可保育所において世代間の交流、異なる年齢児の交流事業のために助成する県の補助事業でございまして、これにつきましては、現行のとおりとする、としてございます。

次に、44ページ、3番、保育所給食でございます。保育所給食につきましては、認可保育所で実施してございますが、これにつきましては、現行のとおりとする、という内容でございます。

次に、45ページ、保育料の減免でございます。保育料の減免につきましては、大別いたしますと2人以上の同時入所の場合、それから母子障害者世帯の場合、もう一つはその他補助事業によるものと大体三つの種類がございます。これにつきましては、合併時に統一するとしてございまして、ただし、母子障害者世帯の場合の減免額につきましては、保育料の徴収基準額、保育料の単価のことでございますが、これが一本化になってから統一する、としてございます。

次に、47ページ、保育料の決定及び徴収についてでございます。保育料の決定及び徴収は、振替日及び口座振替の実施の有無、それから納付書の発行時期等、1市2町で異なりますので、合併時までに再編して一本化していきたいと、こういう内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいま説明のごさいました協議案第45号、保育事業の取扱いについて質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等のある方、ご発言をお願いいたします。はい、佐藤委員。

○**佐藤照雄委員** 田代の佐藤です。

38ページの特別保育事業一時保育の利用料が大館市と田代町が金額的に結構違うような感じがします。現行のとおりという調整方針ですけれども、現行のとおりとするという調整方針ですけれども、これでよいのでしょうかという質問です。

○**議長** 質問なのか、意見なのか、どっち。

○**佐藤照雄委員** 結局、あわせた方がいいのではないのでしょうかという、ことをあわせた意見と質問であります。

○**議長** あわせた方がいいと思うが、いかがかということであります。要するに統一した方がいいという意見だそうです。どこに統一するかは、まだ考えられないということです。まず事務局の方から、その辺の今までの調整の過程をちょっと説明してください。

○**事務局** 事務局でございます。

すりあわせの段階では特に問題なく、このままという形でいったようでございますが、ちょっとお待ちになってください。

大変申しわけございません。乳児保育園が、私立の保育園でございますが、社会福祉法人でございますが、そこで額を設定して実施してくださっているものでございまして、実質的には保育士の人件費等を考慮して定めた額でございます。

○**議長** それで、質問は統一した方がいいのではないかということなんで。

○**事務局** 今のご意見を踏まえまして、合併時までには再度調整してみたいと存じます。

大変申しわけありません。ちょっとお待ちになってください。

○**田中良男福祉部会長** 組織形態が違いますので、あくまでも私どもの乳児保育園と、それから公立の田代保育園ということで組織形態が違います。実情にあわせた利用料でございますので、このまま続けていきたいというのが事務方のすりあわせでございます。

○**議長** いいですか。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、武田さん。

○**武田砂代子委員** 比内の武田と申します。

保育事業、同じく特別保育事業でありますけれども、これの内容を見ますと、一時保育、休日保育、延長保育など自分の体の調子が悪くて病院へ行きたいとか、買い物をしたいとか、それから突発的に何か起きたとき、または行事があるときに気軽に利用できる施設があって、子供を生み育てやすい環境がつくられてきていることに気がつきました。このように一時的に子供を託児できる場所があれば、子育てをしている方々の心の負担やストレスの解消にもつながることだと思っております。できれば、このほかにですね、子供が病気の回復をしているときに、ちょっと今日保育園に出したいけれども熱があるなど、集団保育はちょっと容易でないのではないかなと思うとき、または少し熱があるから家に置きたいというときに、家に誰もいないというようなときに、そういうときに一時的に利用できる病後時の保育などがあれば、これは何も難しいことでなくて、保育園の一室を借りてこうできるのではないかなと。そういうものがあれば、大変心強いと思いました。働いている親にとっては、そういうような仕事を持っている親、そういう場合には、仕事の合間に考えてですね、心配したりしなくても安心して仕事ができるのではないかと、そういうふうに思って、病後児の保育なども考えていただきたいものだと思っております。

○**議長** 要望ということでよろしいでしょうか。それとも、本協議案件については保育事業の取扱いで1から5についてのご意見、質問をいただく、そういうことになっておりますけれども、どういたしましょうか、取扱いについては。

○**武田砂代子委員** そのほかにですね、そのほかに病後時保育……違いますか、今。

○**議長** ちょっと違うみたい。

○**武田砂代子委員** 失礼いたしました。

○**議長** 要望は要望として、もちろんこの場でですね、そういう要望があったということでご発言は記録させていただきますけれども、今、ご協議いただいているのは保育事業の取扱いについて1から5について、異議もしくはご意見、もしくはご質問ございませんかということでお伺いしておりますので、ひとつご理解いただければありがたいと思います。

○**武田砂代子委員** 失礼いたしました。その他でお願いしたいと思います。

○**議長** その他で要望ということでよろしいですか。

○**武田砂代子委員** はい。

○**議長** それでは、発言があった旨は記録させていただきます。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、吉原委員。

○**吉原 正委員** 前回の法定協の保育料の議論の中で、大館市さんにつきましては、保育料についていろいろ減免しても、それを受ける子供の数は全体的に言うと、比内、田代よりは少ないというかね、そういうお話しがなされましたけれども、今、この35ページに公的な認可の保育所がありますけれども、多分、保育所の後に書かれている数字は、これは定員だと思いますけれども、大館市さんの認可保育所における、もし待機児童数がわかりましたら、あるいは待機者があるような状況でありましたら、その辺についてのご説明を伺いたいと思います。

○**石戸谷由子児童福祉分科会長** 現在20名ほど待機児童おります。そして、10月1日から定員の125%を超えてもいいという国の方の指導がありますので、今現在、その20名をなくするために保育士の確保とか募集をかけているところです。

○**吉原 正委員** 20名ですか。

○**議長** 20名を解消したいということだそうです。

○**吉原 正委員** 比内、田代は多分、定数に満たないような状況が多分続いているんじゃないかと思ひまして、この傾向は年々増えていく状況……ごめんなさい、田代のことまで言って。比内の場合であれば、前には定数オーバーして待機者もおった状況がありますけれども、多分、今日では定数内に入れる状況ではないかと思ひます。少子化対策ということでいろんな対策があるわけですが、肝心の保育園の状況でも待機者とか、あるいは入れたいと思っても料金が高いとか、いろんな条件の中で入れたいと思っても場所がない、あるいは入れたいと思っても料金が低い、さまざまなそういう状況が多分あるのではないかと思ひます。

先ほど説明の中で、県の方針のことも出されましたけれども、多分、そういうことになると、もっと事情が多分違ってきた中で入れたいという人がもっと多くなった場合、どういうふうに対応していくのかという問題も出てくるのではないかと私ふっと思つたわけですが、市全体としては、そういう待機者の状況、あるいは全体的に保育、幼稚園に入っていない人方が結構多いという状況については、現状のままというよりも、何か改善策とか方向とかも含めて考えているのかどうか、もしわかりましたら。

○**議長** 比内町の方から大館市に対してのご質問ということでよろしいですね。

○吉原 正委員 保育料の問題も含めまして、全体的に保育とか幼稚園とかに入っていない人が多いというのが、ちょっと私わからなかったの。

○議長 ご質問の趣旨としては、全体のことで、それとも大館市に対する質問ですか。

○吉原 正委員 現状と、それについてです。

○議長 聞きたいということであります。それでは、事務局。

○石戸谷由子児童福祉分科会長 4月1日現在、5月1日現在は待機児童はない状態です。5月1日以降から、まず今までにかけて、やはりちりばりちりばり預かりたい人がいるという現状ですので、それは10月で解消するように今努めているところです。

○議長 よろしいですか。ちょっと違う、質問と。もうちょっとわかりやすく質問してください。質問はいいんですか、それで。

○吉原 正委員 待機の状況わかりましたので、あと、後ほどのところでお話したいと思います。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

もしないようであれば、協議案第45号、保育事業の取扱いについては、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決することにいたしました。

続きまして、一応、今、渡辺委員おみえいただきましたけれども、協議案第20号は48号までずっと議論したあとで、ちょっと休息して、それから20号に入るということでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○議長 それでは、引き続き協議を進めます。

協議案第46号、環境対策事業の取扱いについてを事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議案第46号、環境対策事業の取扱いについてご説明いたします。

第10回協議事項の7ページをお開き願います。よろしいでしょうか。

環境対策事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

囲みの中が調整方針でございます。1から4までございますが、その内容につきましては参考資料の方でご説明申し上げたいと思います。

それでは、参考資料綴りの48ページ、協議案第46号資料1をお開き願います。

1の環境に関する計画についてでございます。環境の保全及び創造に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的としまして、大館市は平成14年3月、比内町は平成15年3月に策定してございます。田代町は未策定でございます。

調整方針としましては、合併後に再編する、としてございます。

2つ目の環境美化事業についてでございます。1市2町とも春のクリーンアップや各種団体、ボランティアによる清掃作業、町内の一斉清掃などが実施されております。

調整方針としましては、地域の実情を考慮し、合併後に再編する、としてございます。

次、3番目の不法投棄ごみ防止についてでございます。住民等の通報により現場を確認の上、適正に対処することとしております。

49ページをお開き願いたいと思います。大館市におきましては、不法投棄に関する情報提供について、郵便局及び大館比内森林組合と協定を締結しております。

調整方針としましては、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

4番目の当該調査等についてでございます。1つ目は、市、町が管理しております最終処分場の水質検査及びダイオキシン類検査並びに公害防止協定に基づく検査でございます。2つ目としまして、河川の水質検査でございます。3つ目としまして、大館市では下水道水質分析や工業団地排水路水質検査などを行っております。また、比内町では休廃止鉱山の流域河川の水質検査を行っております。

調整方針としましては、合併後に再編する、としてございます。

以上で、環境対策事業の取扱いに関する説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長** 協議案第46号、環境対策事業の取扱いについて質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声

○**議長** ないようですので、お諮りしたいと思います。協議案第46号については原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** 異議なしと認め、46号については原案のとおり決することにいたします。

続いて、協議案第47号、上水道、下水道事業の取扱いについてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○**事務局** それでは、協議案第47号についてご説明いたします。

協議事項の8ページをごらんいただきたいと思います。

上水道、下水道事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございまして、調整方針は囲みの中11項目ございます。内容につきましては、参考資料の方でご説明を申し上げます。

参考資料の51ページになります。協議案第47号資料1、参考資料7の方になります。

まず、上水道事業でございますけれども、こちらの方は概要といたしまして、現在、大館市と比内町で上水道事業を実施してございます。内容的には、給水区域内人口が大館市が5万6,225人、比内町が8,225人、また、上水道の普及率は90.2%、比内町が86.4%となっております。また、公営企業法の適用につきましては、大館市、比内町とも適用しているという状況でございます。

次に、簡易水道事業でございますけれども、こちらの方は大館市が給水区域7カ所、計画給水人口が合計で6,738人、また比内町は給水区域が4カ所、給水人口が344人、田代町は5カ所、給水人口が7,660人となっております。比内町の簡易水道事業の方ですけれども、計画給水人口が100人以下のところは3カ所ございまして、こちらの方は現行の水道法に定める簡易水道事業になじまない規模というような状況になっております。

調整方針といたしましては、上水道事業及び簡易水道事業については、合併時に公営企業として統合する。ただし、比内町の簡易水道事業給水区域の一部については、小規模水道として新市に引き継ぐ、としております。

次に、52ページでございます。52ページは、上水道使用料についてでございますが、こちらの方は53ページの簡易水道使用料を含めまして使用料、手数料の取扱いで既に確認をいただいているものでございますが、現行の詳しい資料を今回お示しさせていただいたものであります。記載のとおりであります。各ページの一番下のところに、例えば52ページで申し上げますと口径13ミリで20トン使用した場合の使用料の額、大館市、比内町、それから53ページの簡易水道の方では、大館市、比内町、田代町とも同じく20トン使用した場合の使用料の額を記載しております。

調整方針といたしましては、水道使用料については平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金設定の上、統一する、としております。

次に、54ページでございます。こちらの方は、水道加入金、分担金でございますが、それぞれ上水、簡水に分けて記載してございます。まず、上水道の加入金でございますが、これは大館市と比内町が課しておりまして、口径13ミリを除き異なる額となっております。それから、簡易水道の加入金につきましては、大館市、田代町には規定はございませんが、比内町は課している状況となっております。さらに、上水道の分担金につきましては、大館市に規定はなく比内町が課していると。また、簡易水道の分担金につきましては、大館市、比内町に同一の規定があり、田代町は規定がないということで、加入金、分担金については1市2町で制度も金額も異なる状況となっております。

調整方針といたしましては、水道加入金、分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する、としております。

次に、55ページになります。水道関係手数料でございますが、こちらの方も使用料、手数料の取扱いでご確認を既にいただいておりますが、改めて資料をご提示させていただきました。資料の方は、手数料区分を8つに区分いたしまして現況をお示ししておりますが、制度や金額が異なる状況となっております。

調整方針でございますが、水道関係手数料については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、開栓・再開栓・閉栓手数料については、平成19年まで現行のとおりとし、平成20年度に再編する、としております。

次に、56ページになります。こちらの方は、工業用水道事業でございますが、これは大館市のみが実施している事業でございます。大館市では、工業用水道事業として第1工業用水道、第2工業用水道の二つの工業用水道がございます。公営企業法の適用につきましては、これは適用しているという状況にございまして、工業用水道使用料、それから手数料を徴収しているという状況にございます。

調整方針といたしましては、工業用水道事業については現行のとおり新市に引き継ぐ、としております。

次に、57ページでございます。こちらの方は、公共下水道事業でございますが、これは大館市、比内町、田代町がそれぞれ実施しておりまして、概要といたしましては、大館市が計画処理人口5万5,000人、比内町が8,000人、田代町が6,000人、下水道の普及率は大館市が24.7%、比内町が44.1%、田代町が58.3%、公営企業法の適用につきましては、現状では1市2町とも適用していないという状況にございますが、大館市では平成17年4月から水道事業、工業用水道事業あわせてこの公共下水道事業も公営企業事業とする予定となっております。

調整方針といたしましては、公共下水道事業については合併時に公営企業として統合する、としてございます。

次に、下水道使用料でございますが、こちらの方も水道使用料と同様に使用料、手数料の取扱いで既に確認いただいておりますが、詳しく資料をお示しさせていただきました。一番下の欄でございま

すが、月20トン使用した場合の使用料の額を比較してございます。

調整方針といたしましては、下水道使用料については平成19年度まで現行のとおりとし、平成20年度から新料金を設定の上、統一する、としております。

次に、58ページになります。こちらの方は、下水道事業受益者負担金、分担金でございますが、下水道事業の負担金、分担金につきましては、記載のとおり額が1市2町で異なっているという状況でございます。また、納期につきましても、大館市と田代町は同一でございますけれども、比内町は第2期以降の納期が違っていると、異なっているという状況でございます。負担金につきましては、1市2町がそれぞれ事業計画を定める中で、事業費や事業期間を勘案して定めているというものでございます。

調整方針といたしましては、下水道事業受益者負担金、分担金については、現行のとおりとし、納期については大館市の納期に統一する、としております。

次に、合併処理浄化槽設置整備補助事業でございますが、この事業は1市2町とも同じく実施しているという状況でございます。概要でございますが、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業整備予定区域を除いた区域で、合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付するというものでございまして、補助内容といたしましては、大館市と比内町がほぼ同一。田代町が補助金の金額が高いという状況でございます。

調整方針といたしましては、合併処理浄化槽設置整備補助事業については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する、としております。

次に、59ページでございます。こちらの方は戸別合併処理浄化槽整備事業でございますが、比内のみが実施している事業でございます。事業の概要といたしましては、町が20戸以上を取りまとめ浄化槽を設置し、使用料を徴して個人へ貸付するという事業でございますが、設置にあたりましては、分担金の徴収、それから設置後は使用料の徴収が伴うという事業でございますが、既に設置している区域が11カ所ございます。

調整方針といたしましては、戸別合併処理浄化槽整備事業については現行のとおり新市に引き継ぐものとし、事業計画については合併後に見直しを図る、としてございます。

次に、60ページでございます。こちらの方は、下水道、合併処理浄化槽事業関係融資あっせん制度等でございます。大きく三つに分類しておりますが、まず一番上の段になります水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給制度でございますが、これは1市2町とも実施、全く同様に実施している事業でございますが、公共下水道処理区域内で水洗化工事をする場合に融資あっせん利子補給をするというものでございます。

次に、大館市が未実施の欄でございますけれども、比内町では戸別合併処理浄化槽整備資金融資あっせん利子補給制度というのがございまして、これは前のページでご説明いたしました戸別合併処理浄化槽の設置に伴う水洗化工事に要する費用に対し、融資あっせん利子補給をするというものでございます。また、田代町では合併処理浄化槽設置水洗化資金融資あっせん利子補給制度というのがございまして、合併処理浄化槽を設置し、水洗化する場合に、その資金の融資あっせん利子補給をするというものがございます。内容につきましては、融資あっせんの額等につきましては全く同じという状況でございます。さらに、比内町では、61ページの方になりますけれども、水洗便所等改造資金助成制度といたしまして、公共下水道事業、農業集落排水事業、それと戸別合併処理浄化槽設置整備事業により水洗化する場合に、町民税所得割非課税世帯と、それから生活保護世帯に対し資金の助成をするという制度がございます。

調整方針でございますが、下水道、合併処理浄化槽事業関係融資あっせん制度等については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する、としております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいまの説明がございました協議案第47号について、質疑に入ります。ご意見、ご質問ございましたら、どうか発言をお願いいたします。はい、菅原委員。

○**菅原金雄委員** 59ページなんですけど、調整方針の最後の方についての事業計画については合併後に見直しを図るということですが、これは比内町でさらにこれから新しい事業を計画があって、そのための見直しを図るということですか。比内町の担当の方に聞きたいと思うんです。

○**小松明光建設部会関係職員** お答えいたします。

比内担当の小松と申しますけれども、比内の計画については、今現在ある計画のとおり実施するという予定になってございますし、一方、新市におきまして新たに発生することも視野に入れた形での表現となっております。

○**菅原金雄委員** 前向きの見直しと、そうでない見直しがあると思うんですが、前向きに検討しながら見直しを図るというふうなことだとすればいいわけですが、そこら辺のところは、まず明るい方の見直しを図るとの理解でいいですか。

それと、この事業はあれなんです、例えば上下水道が布設しにくい部分、あるいは農集では事業計画内に入れられない部分とかというふうな独特の離れた感じの村に今まで実施してきたものなんです。大館市さんの方では、全くこの計画がないようになっておるわけですが、そういう必要な場所も私は出てくるのではないかなと思うわけですが、そこら辺のところについてはいかがなものですか。もしわかりましたら。

○**事務局** 大館市、田代町のそういう、ただいま委員からご指摘ありましたことを含みを残しての合併後に見直しを図るという意味でございます。

○**菅原金雄委員** わかりました。

○**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** 特段ないようであれば、47号について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** 異議なしと認め、47号は原案のとおり決しました。

続いて、48号、文化振興事業の取扱いについてであります。事務局。

○**事務局** 協議案第48号、文化振興事業の取扱いについてをご説明いたします。

協議事項綴り最後のページ9ページをお開きいただきたいと存じます。

協議案第48号、文化振興事業の取扱いについて。

文化振興事業の取扱いを次のとおりとすることについて、協議を求める、としてございます。

枠囲みの中が調整方針でございます。3項目を記載してございますが、調整方針につきましては、協議事項の参考資料綴りでご説明いたしたいと思います。参考資料綴りの方の62ページをお開きいただきたいと存じます。

１．歴史民俗資料館でございます。それぞれ大館市には大館郷土博物館、それから比内町には比内町民舞伝習館、それから田代町には小畑勇二郎記念館がありますが、施設、展示内容、入館料につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、63ページの方をお開きいただきたいと存じます。２．市町村史等編さんについてでございます。大館市及び田代町につきましては、編さん事業は終了してございますが、比内町は平成18年度を目標に、比内町の歴史、町史資料編の発行を予定してございますので、現行のとおり新市に引き継ぐ、としてございます。

次に、３番、指定文化財の取扱いについてでございます。指定文化財につきましては、大館市が国指定８件ほか合計で38件、それから比内町が県指定１件を含めまして合計19件、田代町が県指定１件ほか合計７件ございますが、合併時に大館市の制度に統一する、としてございます。

簡単ですが以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長** ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございましたら。はい、小笠原委員。

○**小笠原 豊委員** 田代町の小笠原です。

指定文化財について質問があります。田代町には町指定が６件、比内町には18件あるわけですが、これはそのまま大館市の市指定文化財として引き継がれるということによろしいのでしょうか。

○**事務局** はい、そのとおりでございます。

○**議長** ほかにご意見、ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** ないようであれば、お諮りしたいと思います。協議案第48号については原案のとおり決することでご異議ございませんか。

「異議なし」の声

○**議長** 異議なしと認め、48号は原案のとおり決しました。

ここでですね、第20号に入りたいと思いますけれども、その前に休憩時間を10分ほど設けたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、３時５分まで10分間休憩いたします。

（休 憩）

○**司会** 会議を再開いたしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

会長から会議の進行をお願いいたします。

○**議長** それでは、議事次第の最初の協議案第20号について議題といたしたいと思います。

再開いたします。

本案件につきましては、保育料の取扱いにつきまして、第７回の協議会から継続協議となったものでありまして、前回、１市２町の少子化対策事業の取り組み状況について、まず事務局に資料の説明を提出を求められていたところでありますので、膨大な資料が提出されております。そこで、まず事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

○**事務局** それでは、協議案第20号の使用料、手数料等の取扱いのうち、保育料についてご説明いたします。

前回、1市2町の少子化対策施策全般の中での検討を求めるとしたご意見がございました。そこで、1市2町の少子化対策事業の取り組み状況を次回にお示しすることで継続協議となつてございました。今回、新たに追加資料といたしまして、少子化対策事業実施状況をご提示してございますので、そちらの資料によりご説明申し上げます。別紙協議案第20号の追加資料をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

追加資料は、1市2町の福祉、教育関係の主な少子化対策事業を平成16年4月1日現在で取りまとめたものでございます。事業名、事業の概要、各市町の実施状況の項目順にまとめてございます。実施状況の区分としましては、○は実施しているもの、△は県の北鹿福祉事務所で実施しているもの、×は未実施、-は該当事業を実施する施設がないものとして記載してございます。事業としましては、1番の乳児保育事業から3ページの37番の幼稚園のすこやか子育て支援事業費補助金までまとめてございます。

このうち、大館市のみで実施している事業としましては、1ページの4番、夜間養護事業、6番の休日保育事業、それから2ページの中ほどでございますが、22番の認可外保育施設乳児保育補助事業、23番の県認可外保育施設補助事業、26番の乳児保育促進事業、それから29番の児童館集団指導事業の6件が挙げられます。次に、比内町のみで実施している事業としましては、2ページ中ほどでございますが、25番の移動児童館事業がございます。また、田代町のみで実施している事業としましては、3ページでございますが33番の学校給食費負担金の補助事業がございます。次に、比内町、田代町が実施しており、大館市が実施しておられない事業としましては、2ページ下段の方でございますが、30番の出産祝金支給事業、それから3ページの上段でございますが、新入学児童ランドセル支給事業が挙げられます。

また、2ページ下段の31番の福祉医療費単独拡大事業や、3ページの中ほどでございますが、34番、35番のスクールバス運行事業のように、1市2町がそれぞれ行っておる事業でも、その実施内容に差異があるものもございます。

また、先ほど事務局より説明がございましたが、先日9月23日の新聞報道によりますと、秋田県では子育て支援策を抜本的に見直す基本方針を示してございます。内容としましては、これまでの第3子以降の保育料を無料化するための助成を行ってまいりましたが、来年度は支援の対象を第1子、第2子まで拡大した上で、新たに一部負担などの導入を検討する、としてございます。このことによりまして、21番、それから37番のすこやか子育て支援事業も今後事業内容の見直しの検討が図られるものと考えられます。

なお、今回示した事業のうち、福祉関係の主な項目につきましては、先ほどご協議いただきました協議案第44号、45号の児童福祉事業、保育事業の取扱いの中でご説明申し上げます。また、教育関係につきましては、後日ご協議いただきます協議項目、学校教育の取扱いの中でご説明いたしますので、本日この場でそれぞれの少子化対策の事業の詳しい説明は省かせていただきます。

以上で保育料の追加資料についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○**議長** ただいま事務局から少子化対策について説明がございました。

そこで、協議案第20号の保育料の取扱いにつきましてはですね、各議会においても協議が行われているようですので、状況についてひとつお話しいただきたいと思います。

最初に、伊藤委員、前回お話しいただいた状況と変わる点がございましたら、ひとつご説明をお願いいたします。

○伊藤 毅委員 大館の伊藤です。

今日の午前中に午前10時から全員協議会を開きました。実質20号については、前回の全協で一応挙手という形で採決を行っているという関係で、附帯意見があればということで、というのは、実質的には原案の提案に賛成をするということで、75%支持するというところでございます。

附帯意見としては、やはりいわゆる大館市になるのだから統一するように、これも保育料ばかりでなくて、いろいろな使用料等も徐々に統一するように早めに統一を頑張してほしいという意見がありました。これ意見ですので、このまま言わせていただきます。新聞等の報道での、田代議会さんが3年間という意味づけを何なのかなという疑問も出ました。保育料を上げるべきではないと、相手があるので配慮すべきという意見もありました。あとは、各自治体の基本理念がしっかりしていないと。サービスは高く、負担は低くの基本理念を通すべきではないのかなと。これは基本的に、これからの施策の問題に入っていくということですが、その部分がしっかりしていれば負担があっても、負担というのは行政側の負担があってもやりくりをしながらお金を出せるのではないかなという意見です。一つは、比内町さん、田代町さんの自立の計画を見ても、大館は負担増になるというふうにきちっとうたっているのではないのかなと。それぞれの町の皆さんの状況をもう一度考慮して、大館が、大館がというのではなくて、もう一度、自分たちの町を見直してほしいという意見がありました。最後に、これがやはり一番大きいのですが、税の公平性からいって、この間、数字出しましたが、基本的には幼児人口0歳から5歳が3,864人もいますが、恩恵を受ける方々は非常に少ないと。特に、大館市は民間の施設に入っている子が多いということで、まして、どの施設にも入っていない子も1,000人以上いるということを考えますと、税の公平という我々基本的な議会という立場からいうと非常に疑問が大きいというふうに強い意見が出されましたので、これを申し添えます。

結果的には、幹事会の意見を尊重するということです。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、渡辺委員から比内町議会の状況をお話しいただきたいと思います。

○渡辺久憲委員 まず最初にですね、よんどころない事情がありまして時間を遅れましたことをお詫び申し上げたいと思います。

これまでも申し上げてきましたけれども、比内町の議会の場合は、次の協議に向けて協議するという、論議するというのではなくて、協議会が終わった段階で報告のような形でですね、報告のような形で皆さんに、議員の方々に報告して、その後で、この後の意見を聞くという、そういう形態でありますので、大館市議会、あるいはまた田代の議会のような形とはちょっと変わっておりますので、その点をまずご理解願いたいと思います。

9回目の報告を開きました段階では、まだはっきりした方向は出ておりません。これまでの論議がですね、繰り返されたと申しますか、依然としてそういう要望、あるいはまた希望があるということですね、議会において何らかの変化が出るんじゃないかなということを申し上げましたけれども、他の大館さん、あるいはまた田代さんの意見を聞いて、それからまた話し合いしましょうと、そういう結果になりました。

以上でございます。

○議長 ありがとうございました。

続いて、荒川委員から田代町議会の状況をお話しいただきたいと思います。

○荒川邦隆委員 田代の荒川でございます。

協議案第20号、使用料、手数料等の取扱いについてでございます。うちの方の議会では、9月26日、

全協を開きました。それで、新市の保育料について協議いたしましたところ、さまざまな意見が出されました。それで、最終的には保護者の負担を軽くするために合併後3年間は3市町とも現行のままです。平成20年度の国の基準の75%に激変緩和措置を使わないと、一気に引き上げるといふ、そういう結論に到達いたしました。あわせて、現在行われている少子化対策事業、子育て支援事業にすばらしいものがありますけれども、将来を予想した場合、さらなる少子化進むだろうということを考えますと、新市においてもさらなる少子化対策事業、子育て支援事業等ですね、充実した施策に取り組んでほしいと、そういう要望が出されました。

以上、報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。

ただいまの大館市議会、比内町議会、そして田代町議会の各々の状況をお話いただいたわけがあります。各議会での協議状況と先ほどの追加資料の説明を踏まえまして、それでは委員の皆さんからご意見、ご質問等を伺いたいと思います。ご発言をお願いします。はい、小笠原委員。

○小笠原 豊委員 田代の小笠原です。

自分の町のことであれなんですけれども、田代町議会の今の報告のことについて質問をしたいんですけれども、当初、新市建設計画の策定方針ということで、その計画作成上の留意事項の(6)に住民に負担を求めるものについては、公平性及び公正性を確保しつつも急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するということがうたっているわけなんですけれども、一気に引き上げるといふふうに決まった、そのような結論が出た経緯について、もう少し詳しく説明していただければありがたいと思います。

○荒川邦隆委員 今、小笠原委員が言ったように段階的に統一すると、そういう話でありますけれども、すべて委員の皆さんがご承知のように、合併した後に有利になると、あるいは今までよりすべての面で引き下げられる事項が全然ない現実を目の当たりにしますと、合併について何であったのかと。当初言われましたようにサービスは高く、負担は低くと、そういうものが全然見えてこない。そうした場合に、少しでも今、人口問題が非常にささやかれています。父兄の負担を軽くすべきではないかと、そういう結論になりまして、3年間は現状のままでいきたいものだと、そういうことであります。保護者の方の気持ちを思えばですね、議会何やっておるんだと、必ずそういう場が想定されます。私たちも、そういう方々に立つべき今身分に置かれておりますので、その辺をご理解していただきたいと思います。

○議長 委員同士のお互いの意見の交換になっているんですけれども、どうでしょうか、これ。ご意見、今のよろしいですか。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。高坂さん、まだ今日一回も言ってないですね。じゃあ先どうぞ。

○高坂清子委員 田代町の高坂と申します。

今日のこの少子化対策事業実施状況という資料を見せていただきまして、行政の方ではこんなに多くやっているんだという認識を新たにしました。それで、ただいままでのなんですけれども、県の方では子育て支援策を見直すところは見直して、新たな案を検討しているということで知事さんが発言しておりました。明らかにしておりました。それによると、対象は1歳以降の乳幼児とし、保育料の半額の助成を検討しているとのこと。これは、まだ検討段階で、こうなるとは言えないんですけれども、私としましては、それに近いようなことになるんでないかなと思います。平成20年度には75%に統一される。そして、県の方のこの事業は17年度からなされるということです。この辺のところは、ただいま小笠原委員が言ったように、私としましても激変緩和措置ということで一応決めておい

たらよろしいんじゃないでしょうか。事務局の調整案に私は賛成というか、案を尊重したいと思います。

○議長 というご意見でありました。それから、佐藤委員。

○佐藤照雄委員 田代の委員の発言が多いということは、いろいろ田代の苦渋というものがあるということをお察し願いたいと思います。そうした中で、保育料、田代の議員も、今、荒川議長が言ったように75%にだんだん調整していく必要が、必要というか、せざるを得ない状況をあたりから感じ取って、やはり現行のままでという議員は非常に多いわけですが、いろいろな周囲の環境からあわせていかなければならないという意思が少しずつ出てきて、そういうふうになってきておりますけれども、ただ、あと問題は、今こう各市町の対策事業を比較させていただいたんですけれども、やはり一番独自の部分の中で若い人たち、子育てする人におっと思われるのは大館市さんよりも比内、田代の事業の方が際立ったものがあるような感じがいたしますので、やはりそうしたものを継続してもらうとか、やはりそうしたものに代わる子育て支援策というものを、やはり際立つものを出していただきたいと、そういう要望が私どもの中にはありますので、そういうものを十分くみとってほしいということであります。

○議長 要望ですか。

○佐藤照雄委員 はい。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、虻川委員。

○虻川景一委員 合併ということになりますと、どうしても住民に受け入れやすいような方向づけをしなければならない。私たちJAも市長さん、町長さんのお骨折りによって一足先に合併したわけなんです。賦課金とか、組合の賦課金とか、あるいは手数料率等は低い方にあわせました。それから、職員の給与は高い方。私たち役員は安い方にあわせてみましたけれども、やはりその後、規制緩和とかデフレ経済で収入が大幅に減ったということもあってですね、相乗効果も期待できないような状態で非常に厳しい経営を強いられたわけなんです。そういうことで、経済団体としては入るを図って出るを制すわけなんですけれども、そうならないで入るを制して出るを図るという形になったわけですね。行政さんは、そういう面では若干経済団体とは違うと思うんですけれども、また、そういう方向づけだと、やはり財政赤字とか、あるいは公債比率が高まってくると。今の保育料の金額からすれば大した金額ではないと思うんだけれども、方向づけとしては、そういうことになるのではないのかなと。

ただ私、世界で一番住みやすい国だと言われておるスウェーデンの福祉事業に接してきたわけなんです。そこでは高福祉、高負担というふうなことで、税金は30%から38%、消費税は22%から24%というふうなことで、福祉事業については非常に手厚くなされておりました。これは、地方分権が進んでおりまして、3分の2、自治体の3分の2が福祉の予算だというふうなことで、今は非常にベビーブームがはやっておるというふうなことも聞いてきました。

ただ、説明した方がコメントとして、あまり耳ざわりのよいことを約束しすぎた。受益負担とかバックができなくなった。バックが困難になったというふうなことも言うておりました。そういうようなことでですね、田代さん今まで安い保育料でやってきた関係もあって、住民に対してはなかなか受け入れられない面もあるかと思えます。そういうことで、今、田代の議長さんお話ししたようにですね、やはり段階的に進めていった方がいいのではないのかというふうに私は思います。

以上です。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。菅原さん。

○**菅原金雄委員** 私は75%でもいいんです。はっきり申し上げて。ただ、田代の場合は選択肢がほかにはないということですから、また今日も伊藤議長に私いろいろ文句を立てるわけですが、税の不平等とかというふうな話、その1,000人以上が何の恩恵も受けてないという、大館市にそういう実例があるのですか？まずそれ一つ。

それから、何でもかんでも基本理念がなくて大館市が、大館市がというふうな話では困るといふようなことなんです、我々はそういうことは一切申ししておりません。

それから、これが最大の私、どうも頭に響く言葉なんです、あなた方が自立計画をやってですね、その自立計画に結びつけなくて何ともできなくて合併にきたのだらうというふうな言わんばかりのお話なんです、それはどうも法定協でも出るらしいんですよ。

○**議長** 法定協はここだけ。

○**菅原金雄委員** 法定協じゃなくて、幹事会でも出るらしいんですが、我々は確かに一足遅れて合併をお願いしている立場にあったわけなんです、ただ問題は、しからば比内町だけ、あるいは田代町だけが、大館市にだっこにおんぶで何でもかんでも迷惑をかけていくというふうな実情かと申しますと、私は違うと思うんですよ。お互い合併することでメリットを図りながら、新市の計画を立てながら合併していこうというふうなことです、そういう全く比内、田代をですね、うすらこばかにしたような話をする議員がおるということは、私も再三あなたの話を伺って聞いていましたが、その議員は一体誰ですか。名前を公表してください。私個人的に文句を言いに行きます。冗談じゃないですよ。

○**議長** 質問の要旨をもう一回確認してください。

○**菅原金雄委員** 1,000人、何の税の恩恵も受けてないという不平等な問題。その1,000人とは何者かと。

それから、自立計画と比較しているんだというふうなことなんです、自立計画で我々はものを申し上げているではありません。ですから、その発言している議員は何者かということです。

それから、だっこにおんぶのような話をしていますけれども、それは基本理念は逆にその市議会議員がおかしいのではないかと。その3点。教えてください。

○**議長** ちょっと休憩しますか。（不規則発言あり。）

ちょっと今、言いやすい部分、言いにくい部分があるでしょうから、一旦休憩ということにして。（不規則発言あり。）

一応ね、休憩ということにしますか。お答えする場合。記録に残しますか。

（休 憩）

○**議長** それでは、まずここで休息を一旦解きまして、佐藤委員から発言を求められましたので、佐藤委員の方どうぞ。

○**佐藤賢一郎副会長** 話を元に戻して、今の問題についての協議を進めてほしいと思います。

私、4年間しか議員生活ないんですが、その4年間の中で非常に貴重な経験をしたというふうに自分で思っております。それは、議会の中で話をしていれば、正論というか、町民にとってこれは大事だと思う意見は議会の中で通っていくというようなことを経験したというふうに思っております。そういう意味で、この協議会の中でも3市町村の人数集まっておりますけれども、私はそういう分け隔ては何にもなくて、ここで協議して、この新しい新市の市民にとっていい内容のものは必ず通っていくというふうに期待しながら参加させていただいております。

そういう意味で、今の問題についてなんですが、田代の議会の方で協議をされて、そして将来、75%に決まるということに同意されたということです。私はこの話し合いがだんだん煮詰まってきたなというふうに思われております。大館の方も75%でいいんだと。比内も現在の比内の現行の数字が75%に非常に近いですから、そのようにこれから決まっていくということは、ほぼここで同意されていく状況にあるんだなというふうに思われております。

ただ、そこにどういうふうに入っていくかということだろうと思います。それで、下がってそこに入っていくと、あまり金額が変わらないでそのまま入っていくというところは非常に変化受け入れやすいと思うんですが、やはり上がってそこに入っていかなければいけないという田代の立場について、やはり我々全員が十分考慮するということが必要じゃないかと。そして、その当事者からせめて3年、せめて3年待ってくださいと、そして75%に入っていきますというふうに言っているとすれば、それを受け入れるという、そういうことで私はいいいんじゃないかなと。そこにどうこうと言わなくても、その最終的に75%、田代では受け入れてそれを決意している状況にあるわけですから、そこに入るのをせめて3年、まわりの状況から考えて待ってくださいということですから、それは受け入れてしかるべきじゃないかなという気がします。

ただ、今度もう一つ考えなきゃいけないのは、現状維持3年となったときに、やはり大館の人方、人数は少ないといっても今度は逆に高いというか、相対的に高い金額で3年経過ということなんで、もし比内と田代を現状維持3年ということ認めていただけるとすれば、私はむしろ大館の人方の保育料を、今理想とする75%に合併時から設定して、そして3年経過して比内と田代をその金額に受け入れていただけると、こういうふうな決め方がもしできれば、私はそれが一番理想じゃないかなというふうに思います。

○議長 はい、吉田委員。

○吉田光明副会長 今、比内の佐藤町長さんからお話しありましたが、私も今の案に大賛成であります。先ほど、うちの方の議長から1市2町の保護者の負担を軽くするためには3年我慢してくれという話しありましたが、我慢できるのは比内と田代でありまして、大館市は高額の9割のところに張り付くわけですから、もし制度的に可能であれば、大館市は合併時に75にする。もしくは、3年後を目指すとするれば、段階的にもおろしていくという形でいった方がいいのではないかなというふうに思います。今、私どもが保育料の軽減について大変熱心なご討議をいただいておりますけれども、これもすべて生み育てやすい環境をつくるべく話をしているわけですから、比内の若い人たち、田代の若い人たちが生み育てやすい環境をつくったとしても、一番大きい大館市の若い人たちがそういう環境にないとなれば大変困るというふうに思います。私ども、今、合併が成立すれば同じ町として一緒にまちづくりを進めていかなければならない同志でありますので、できれば比内町長さんとお話しいただいたように、一発で75%にするか、段階的に75%にするか別としても、早めに大館市の保育料の軽減を図るべきというふうに考えます。

以上であります。（不規則発言あり。）

○議長 発言は議長の許可を得て、発言をお願いします。

まず、ここで議論を整理しましょうね。大分煮詰まってきましたね、議論がね。特に、仙台さんの方から、それに対してご意見ということになれば、それ以外のことですか。関連？それでは、短めに関連をひとつどうぞ。それから整理します。はい、どうぞ。

○仙台隆義委員 比内の仙台です。

この保育料が提案されてましてから、たびたび自分の考えなり意見を申し上げてまいりました。あ

るときは、やはり調整案を見直ししたらどうかと。また、あるときは、この提案については非常に重要な課題でありますので、新市に引き継いだらどうでしょうかというような意見を出した経緯がございます。その中で、議長は、じゃあこれを白紙に戻すのかというような、私に問いかけがありましたけれども、やはり私はこの合併の協定項目の中に、特にこの調整方針というのは、これまでの既存のまちづくりの特徴を生かしながら、そして尊重しながら、地域住民が混乱を期たさないようにしなきゃならないということを比内町が合併に公的に入ったと言われております。そういうことを基本にしながら、私は自分の理念をはいてまいりましたけれども、今この流れを見ますと、田代さんの方では3年間は現状で、20年度から25%、75%にすると。そしてまた、このことはやはりこの調整案を変えることでございますので、先回、議長が私に言いました白紙撤回でよいのかどうか。それをひとつお聞きします。

それからもう1点は、今、私ども地域、非常に高齢化が進んでおりまして、田代、比内も30%を切ったと。先ほど第3子の数を聞きましたら、総勢で60何人ですか、66名ですか、非常に子供が少ない。このようなことから、県では前に子育ての経済支援アンケートを取ったことがございます。その結果、回答はやはり出生率を高めるためには最大の重要課題として保育料の軽減を望むと、非常にこの結果が来年度からの県政の、いわゆる子育ての大きな要と突破口になるようでございます。それが先ほど事務局から説明ありました、まだ確定的ではございませんけれども、県の方でも第3子から今度は第1子、第2子まで保育料は無料にしたいと、いろいろ条件はございますけれども。そのように非常に少子対策について動いてきた状況から、今日に至ってまた地域の住民も今日のこの会議の行方を非常に注目しております。そういうことから私は、やはり前に申し上げましたとおり、自分の考えを貫いていただきたいんですが、この問題についてはやはり地域住民がある程度は負担がかかるにしても納得するような感じの中で、今、田代さんが提案されましたような3年間現状、そして新市になってからの20年度からは一定の水準にあわせると、こういうことを私もお願いしております。

○議長 それではですね、吉原さん、関連ですか。短めにひとつお願いします。そろそろもう4時近くなってきましたので。できれば要旨をひとつお願いします。

○吉原 正委員 私は、この保育料にどうしてこだわってきたのかというのは、少子化対策は先ほど追加資料でもありましたように、さまざまな分野があります。しかし、一番若いお母さん、お父さん方にとって、子育ての一番お金のかかる部分が保育料の部分だと私は思っております。認可外の保育所、あるいはへき地保育所、幼稚園、さまざま施設ありますけれども、多分、公的な保育所が一番保育料が高いわけですよね。これは、国の基準もあるだろうし、それぞれ所得に応じて保育料が決められている、そういう定めはあるわけで、そういう点では、先ほど、例えば大館の場合、約1,500人くらいの方々が保育料を減免した、安くしてもなかなか恩恵を受けられないという、だとすれば、あまりにも少ない数にそれだけこだわっていいのかという趣旨の発言をしましたけれども、私は現在、保育所にいる親御さんというのは、多分、3歳、4歳、5歳が中心だと思うわけですよね。あとは、0歳で保育もありますので0歳もありますけれども、ちょうど幼児人口のところの資料を計算しましたら、0歳、1歳、2歳で施設に入所してない子供たちの総計は約これだけで1,300人が1,400人くらいになるわけですよね。逆に言うと、施設に入っていない数がそれだけあるという説明でありますけれども、私は3歳、4歳、5歳の方々はほとんど入っていると思うわけですよね。いずれかの施設に。しかも、それぞれの施設の中では保育料が一番高い。その部分を何とかしてほしいというのが若いお父さん、お母さん方の切なる願いだと思うわけです。新市の合併にあたって、この問題にきちんと法定協で話し合いをしながら少しでも負担を軽くするという議論を今まで続けてきたわけで、私としては事務方

の75%という、そういう考えもある程度わかりますけれども、できるなら、できるだけ安いところに基準を定めてもらいたいというのが願いであります。

○議長 はい、わかりました。

それでは、先ほどの仙台委員のご質問もございましたので、ここで議長としてですね、今までの議論の流れをもう一回整理したいと思います。

事務局案は既に皆さんご案内のとおりであります。それからですね、事務局案から今議論の過程の中で、大館市において、市議会においては一応事務局案、原案支持ということでのお話しがあったわけであります。一方、田代町においては事務局案と若干違って、段階案ではなくて3年経ってから見直すと、75%線にもっていくというふうな意見でありました。ですから、今この考え方に関して、それでは議論は無限に続けていくわけにいきませんので、こういった田代と大館の提案に対して、皆様方からご意見をちょうだいしたいと思います。ご意見ございませんか。

「うちの方の町長からも……」と発言する者あり。

○議長 いや、町長は提案というよりも、お話しがあってですね、田代町さんの、田代町さんの意見を尊重したいというのが私趣旨だと思っています。よろしいですね。大館を下げろ。それはだから、大館は下げろと言っても、今、大館を下げろという意見と二つ出てきたわけですね。それに対して、大館市としてはどうですか。市議会の方は。でも、今、市議会の意見は原案でしょう。原案でしょう。

「75でしょ。もう一回持ち帰りますか？」と発言する者あり。

「大館は別にかまわないでしょ。下がるのは。」と発言する者あり。

○議長 いや、今すぐ下げるかどうかについては、それではどうでしょうか、皆さん。今すぐ下げるかどうかについて議長の一存で決められるものでもないんじゃないですか。

「あのう、税の公平性の話をしながら……」と発言する者あり。

○議長 段階的に下がるならば、それは事務局案そのものですよ。だから同じこと言っているわけ！段階的に下がると。いいですか、今、議長が言っているのは、段階的に3年経ったときには事務局案がですね、75まで下げると言っているんです、3年後に。ところが、佐藤町長は3年後じゃなくて今すぐ下げると。それは絶対的なことなんですか。今すぐ下げなきゃいけない。

○佐藤賢一郎副会長 いやいや、そんなことない。

○議長 そうじゃない、ほら。そうじゃないとすれば、大体ここに収束してきてるわけ。よろしいですか。今、三者の話は大体収束してきているんですけども、それに対してご意見のある方はどうかご発言をお願いしたいということを私申し上げたわけです。（不規則発言あり。）

○議長 菅原委員、発言があるならば、どうかひとつ挙手をお願いします。そうですね。

それでは、ここで皆さんから改めてお伺いしたいと思います。大館市は3年経って段階的に75まで下げていく。田代町については3年間の後に75に揃える。比内町については、ほぼ現状に近い形になる。つまり、これは事務局案と若干の修正があるとするならば、田代町の3年経ってから一遍に上げ

ると、段階的に上げるのではなくて、3年経ったら上げると、ここが事務局案と違うところであります。これに対して、ご意見、ご質問ございましたらば挙手の上、発言をお願いします。はい、どうぞ。

○菅原金雄委員 大館市さんも段階を踏みながら75%に近づけるものだとなれば、田代さんも75%に段階的に近づけていったらいかがでしょう。(不規則発言あり。)こっちは3年までと言っているんだ！

○議長 これはご質問でしょうから、質問に対して……。

○菅原金雄委員 そういうふうにお互い歩みよって75%に近よったらどうですかということです。

○荒川邦隆委員 田代の方を心配していただいて、本当にありがとうございます。菅原さん、今発言しておりましたけれども、その話も出ましたけれども、もう頭からですね、値上げについてのいろいろあるわけですよ。でしたら、3年何とか待っていただきたいと、そういう話であります。

関連しますけれども、うちの170名の定員でありますけれども、これ首長、町長の施策にも関連してきますけれども、全部一つと五つをあわせまして立派なものをつくりましたけれども、今現在192名ですか、192名が入っています。やっぱり、ここで生まれてよかった、ここで育ってよかったなど、そういうこれから施策の展開が必要な時期になってくると思います。そういうことを考えますと、いくらかでも負担を下げてほしいと。75%はわかりますよ。だけれども、段階的にやった場合、結局的にはもう数年で上がりだという。3年間待ってくれたら、その間、現状維持で3年後に75%まで、それなりまず議員の中ではですよ、飲みましょと、こういうことで個々の意見は排除して、それが大多数。それを報告したまでであります。

○議長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。はい、小笠原さん。

○小笠原 豊委員 いろんな意見が出て、正直な話、ちょっと頭がこんがらがっている面もあります。ちょっと確認したいんですけども、第8回のときに事務局から協議案20号の追加資料1としてA3の用紙が渡されましたけれども、それが当初の事務局案ということで、それに対して田代の方から75%というふうな意見が出たんだというふうに記憶しておりますけれども……。

○議長 私の本日の説明の仕方は、事務局案に対して一部田代町から修正案が出てきましたので、それについて今議論をいただいているとご認識ください。修正案は3年間の段階的な引き上げではなくて、3年経ってからの見直しというのが修正案であります。

○伊藤 毅委員 原案が何だかを確認したい。

○議長 原案が何だかを確認したいわけ。それを確認したいわけ。

○小笠原 豊委員 ですから、当初渡された資料と事務局の案が変わっているとすれば、もう一度こういうふうな資料を提出していただければ……。

○議長 また、別の会を開けということですか。

○小笠原 豊委員 ありがたいなというふうに思いまして。

○議長 口頭でよろしいですか。事務局。

○小笠原 豊委員 口頭でもいいです。

○議長 事務局、資料はお手元にあるんじゃないですか。

○小笠原 豊委員 これですか。

○議長 事務局ね、今まで渡した資料で、この原案はこういうものですよということをもう一回確認してください。

○事務局 8回目にお渡ししておりますA3の横長の資料でございますが、基本的には、このような段階的に17年度は現状維持、18年度から比内さんと田代さんは段階的に上げていく、大館は18年度から段階的に下げていくという形で、平成20年度に75%にするという案でございます。

○**議長** よろしいですか。また、そのためにもう一回開くのはちょっと勘弁していただきたいと思うので、よろしいですか。ほかに皆さんご発言ございませんか。ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○**小笠原 豊委員** 今の資料のA3の網掛けの部分、所得税の区分で6万4,000円以上10万円未満のところだけの議論になっていると思うんですけれども、それ以外も全部75ということの確認でよろしいですか。

○**議長** 事務局。

○**事務局** 全体を平均して、概ね75という最終的な到達でご理解をいただきたいと思います。

○**議長** ほかにご発言ございませんか。

「なし」の声

○**議長** ないようであれば、お諮りしたいと思います。先ほど来ご説明申しましたとおり、田代については3年待っていて、一部修理を加えた上で事務局案について承認することでご異議ございませんか。まだ何かある？

「なし」の声（不規則発言あり。）

○**議長** そうですか。じゃあどうぞ、ご発言ください。

○**伊藤 毅委員** 大館の伊藤です。

原案に私たち議会は賛成多数です。今、田代町さんの修正案については、そんなに時間がかかりませんので、次の会議でやっても5分で終わると思いますので、持ち帰りしたいと思います。

○**議長** 今度は大館の方で持ち帰りたそうでありますので、それでは、ほかの比内、田代さんは今の修正案については一応よろしいけれども、大館については次回に持ち帰って、また来るということですか。比内の方はどうですか、比内も持ち帰りますか。

○**渡辺久憲委員** 比内の渡辺です。

先ほど申し上げましたようにですね、比内町議会の場合は一応帰って報告してから、それから意見を聞くという形になりますので、私の方も田代さんから出された修正案について、一応全員協議会を開催して報告して、その結果ですね、改めて皆さんに協議していただきますので、今回もまた継続審議していただきたいと思います。

○**議長** ただいま各々、大館市議会と、それから比内町議会の方で持ち帰って今の修正案について意見をとりまとめて次回に発言したいということでありましたけれども、それでは、この両議長からの提案がありましたので、継続協議ということでもよろしいでしょうか。何回でも継続協議します。いいですか、よろしいですか。今、吉田さんの方から、それだけをはっきりしてくれということでありましたので、ほかの論点があり難しく複雑にからみ合ってくると大変ですから、今の場合の修正案について、もう一回確認くださいね。修正案。いいですか。修正案は何かと言いますと、大館に関して言うならば原案のとおりですね。ただし、修正案の田代については3年経ってからと。これが唯一修正案ですね。ほかにありましたっけ。比内は3年経ってからですか。それとも、現行でしょう。だから現行に関して、比内はどうですか、そうすると、特にご意見ございますか。現行の案ということでお諮りされますか、議会に。現行の案というのは、田代の修正を加えた分で、比内については変更なしということでもありますか。

○**渡辺久憲委員** 私どもの議会はそういう形でなくて、一応、今日の協議の内容を報告して、大館市議会さんの方の話と、それから田代から出されました修正案について、両方で協議していきたいと思っております。

○**議長** 結論は出していただけるんでしょうね、議会としては。

○**渡辺久憲委員** いや、結論は出さないで、ただ報告します。

○**議長** だから、持ち帰って……。 (不規則発言あり。)

○**渡辺久憲委員** それはちょっとわかりませんが、出したいように努力いたしたいと思います。

○**議長** 時間はありますからいいんですけどもね。一応、論点は整理しましょうね。もう一回確認します。

大館側の方はですね、まず今原案ということで賛成だけれども、しかし、田代の方から3年経ったらという修正案が、田代については3年経ったらと修正案があったので、それについて大館側としてもそれで承認するかどうかについてのみ持ち帰って議論して、全協で話をして、それでも一回来たいということでありまして、大館市議会に関しては。(不規則発言あり。)

私の言いたいように言わせてください。それで、それからもう一つ、3年経ったらというのはよろしいですね、田代については。

それから、比内について言うならば、それらの大館市議会の動きと、それから田代の町議会の修正案について、持ち帰って皆さんの意見を聞きたいということですよ。比内はね。比内自身の立場は今、議長さんがお話ししていましたが、話し合ってみなければわからないというご発言だったんじゃないですか、今。だから、集約できるかどうかともわからないというお話でした。

○**伊藤 毅委員** 比内の自分の所の内容、原案には賛成であればいいんでしょう。

○**議長** だから、それも持ち帰ってみなければわからないと渡辺さんはおっしゃっているわけ。

○**荒川邦隆委員** そこまで行けないと。

○**議長** 一応、この確認でご異議ございましたらお話しください、どうぞ。はい、どうぞ。

○**渡辺久憲委員** 比内の場合は、先ほどから申し上げていますが、一応今日のですね、協議会の内容、特に20号については、ただいま出された田代さんの修正案と、それから大館さんから出されたし、また事務局から出されている原案そのものを両方検討して、その結果を出していく。

○**議長** だから、まだ白紙の状態だということです。ですから、それについて比内さんの方では、この次の合併協議会において全協の結果をご報告いただくということでよろしいですね。

それでは、そういうことで継続協議といたしますけれども、できる限り早く結論が出るようにひとつご協力いただければありがたいと思います。

それからですね、一応、本日予定されていたもう一つございます。その他ということでありまして。その他の事項で、新市の建設計画に関連しまして追加資料として事務局に要求してありました資料が提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 新市建設計画の参考資料につきましてご説明申し上げます。

先の協議会におきまして、財政計画の積算根拠、プロジェクト事業の一覧表等につきまして関連資料の提示を求められておりましたので、今回提出させていただいたものでございます。

建設計画の参考資料としてごらんいただきたいと思います。とっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**議長** 何だか、以上でございますと、今さっぱりわからなかった。もう一回、何だって。

○**事務局** すいません。再度ご説明申し上げます。

○**議長** わかりやすく言ってください、わかりやすく。

○**事務局** 新市建設計画参考資料につきましてご説明申し上げます。

2ページをお開き願いたいと思います。科目別の推計の考え方でございますが、歳入の地方税の通常分として、個人市民税は平成16年度決算見込額をもとに、将来の生産年齢人口の減少率により推計積算しております。以下、一番下の下段の地方債まで、歳入の各内容について記載しております内容により推計積算してございます。

次のページの3ページでございますが、歳出の人件費の職員給でございますが、平成26年度の職員数を平成17年度比約20%減となるものとして積算しております。以下、災害復旧費まで歳出の各項目につきましても記載しております内容により推計積算してございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。主要事業の普通建設事業につきまして、各事業の右欄に重点プロジェクト区分を記載し、プロジェクト事業一覧として作成したものでございます。大館、比内、田代、広域の順に掲載集計してございますので、建設計画の参考資料としてごらんいただきたいと思ってございます。

以上で、新市建設計画参考資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

○**議長** この資料について、それでは何かご質問ございましたらお願いします。ございませんか。

○**畠沢一郎委員** 協議事項でなく、会議の進め方について質問したいんですけどよろしいですか。

○**議長** はい、どうぞ。

○**畠沢一郎委員** 大館の畠沢です。この間もそうですけれどもね、大館市の議長がですね、議会であったことを正直に申し上げているわけですね。私ら代表して来て、あったことを正直に言っていることは私も間違いないんです。これをね、恫喝しているとか、見下しているとか、その議員は何者だとか、こういうことをこの会議の中で黙って言わせてね、いろんな発言をして独り言だとかね、そういうことじゃ、こういう協議会うまくないんじゃないかと私は思います。そういうことで、もう少し、私たちは誠心誠意一緒にやりたいということで今までやってきているわけです。だから、議長からね、これははっきりね、もう少し注意してもらわないと、私たち心外なんですよ、こういうこと言われると。私自身はね。ですから、その辺を会議の進め方をもう少しちゃんと仕切ってくださいよ。でないと、私はもうこの委員会に出ません。全く無駄なことです、これは。そう私は思っていますので、ほかの議員はどう思っているかわかりませんが。全く、これは会議になりませんよ。何者だとかね、恫喝しているとかね、我々そんなことひとつも思っていないですよ。どういうふうに取り合うかわかりませんが。とにかく、こういう会議の仕方じゃまずいんじゃないかなと私は思います。

○**議長** 会議の進め方については、議長の方に遠慮なくご提言いただきたいと思います。

それから、今後の発言については、できる限り私申しましたとおり、議長の許可なく発言した場合には退場いただくこともあるということだけお話しして、ご理解いただければありがたいと思います。

それでは、新市の建設計画については、そういうことで特段ご質問ございませんか。

「なし」の声

○**議長** 以上で、本日予定されました事項はすべて終了いたしました。

その他の事項ですけれども、今、畠沢さんの方からご発言ございましたけれども、それ以外に委員の方から、皆さんから何か特段のご発言ございますか。はい、どうぞ。

○**荒川邦隆委員** これ、前回、秋北ホテルさん使いましたよね。休憩してください。

（休 憩）

○**議長** 再開いたします。
ほかにご発言ございませんか。

「なし」の声

○**議長** 事務局から何かありますか。

○**事務局** 次回の第11回合併協議会の日程でございますが、次回は10月12日火曜日でございます、午後1時半から田代町の総合開発センターで開催したいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。
また、第12回の合併協議会でございますが、10月25日月曜日でございます、午後1時30分から大館市の広域交流センターでの開催を予定してございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○**議長** これで、本日の協議がすべて終了いたしました。大変御苦労さまです。

今後、10月12日と、それから10月25日ということでありますので、よろしくお願いしたいと思えます。

どうも皆さん今日は御苦労さまでした。

○**司会** お疲れさまでございました。これで、第10回大館市・比内町・田代町合併協議会を閉会いたします。

長時間にわたり誠にありがとうございました。

午後4時20分 閉 会

大館市・比内町・田代町合併協議会会議運営規程第5条第2項の規定に基づき署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委 員

委 員